

介護保険は「予防」と「安心」で暮らしを支える制度です

令和6年度版

わたしたちの 介護保険

もくじ

- 2 しくみと加入者
- 4 介護保険料の決まり方・納め方
- 6 サービス利用の手順
- 10 介護サービス・介護予防サービス
- 14 地域密着型サービス
- 15 福祉用具貸与・購入、住宅改修
- 16 地域支援事業
- 18 費用の支払い
- 20 小矢部市独自のサービス

わかりやすい
利用の手引き

小矢部市



小矢部市の
高齢者福祉情報は
こちらから

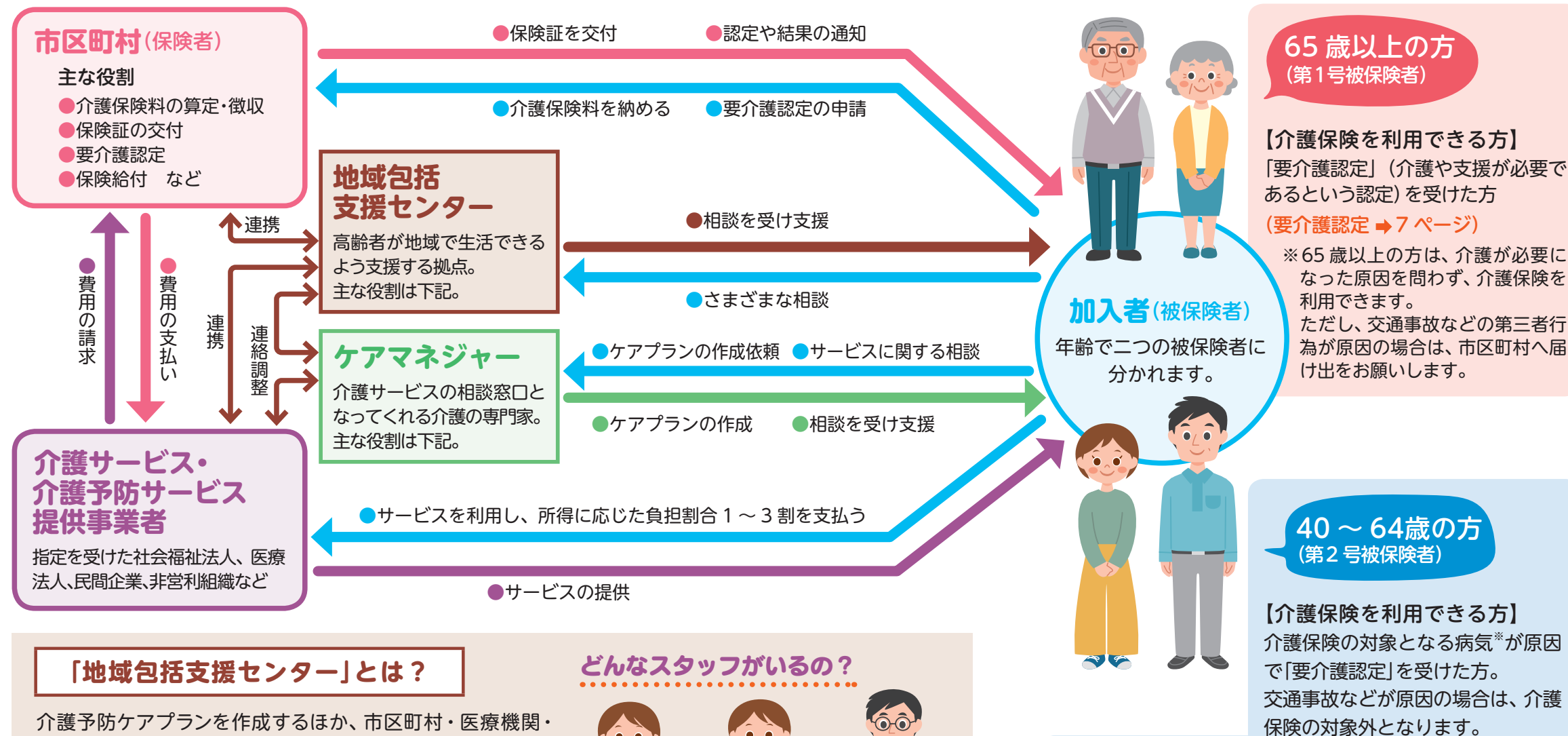


小矢部市では、「介護マーク」の普及啓発をしています。このマークは、介護中であることを周囲に理解していただくものです。

住み慣れた地域でいつまでも元気に

介護保険は、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための制度です。40 歳以上の皆さんが加入者（被保険者）となり、保険料を納め、必要になったときには、費用の一部を負担することで介護保険サービスを利用できる仕組みです。

運営は市区町村が行っています。



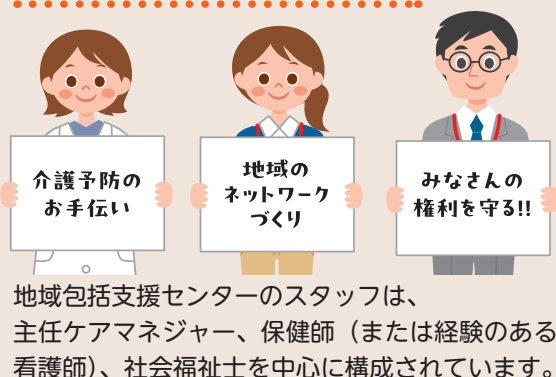
「地域包括支援センター」とは？

介護予防ケアプランを作成するほか、市区町村・医療機関・サービス提供事業者・ボランティアなどと協力しながら、地域の高齢者のさまざまな相談に対応する総合相談窓口です。

【主にどんなことをするの？】

- 高齢者やその家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談への対応、支援
- 介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のマネジメント
- 高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護事業 など

どんなスタッフがいるの？



「ケアマネジャー」とはどんな人？

ケアマネジャーは、利用者の希望や心身の状態にあったサービスが利用できるように導いてくれる介護サービスの窓口役です。

ケアマネジャーは正式には介護支援専門員といい「居宅介護支援事業者」等に所属しています。

【ケアマネジャーの役割】

- 要介護認定の申請代行
- ケアプランの作成
- 介護サービス事業者との連絡調整
- サービスの再評価とサービス計画の練り直し など



※介護保険の対象となる病気(特定疾病)には、下記の16種類が指定されています。

- がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）

- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靱帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護保険の保険証

介護保険のサービスを利用するときなどに必要になります。大切に保管しましょう。

65歳以上の方は

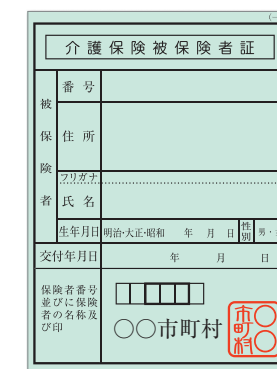
65歳になる月までに全員に交付されます。

40～64歳の方は

認定を受けた方に交付されます。

【保険証が必要なとき】

- 要介護認定を申請(更新)するとき
- ケアプランを作成するとき
- 介護保険サービスを利用するとき など



負担割合証

要介護認定を受けた方、介護予防・生活支援サービス事業対象者には、負担割合(1～3割)を示す「介護保険負担割合証」が交付されます。

※負担割合に関して、詳しくは10ページ。

【負担割合証が必要なとき】

- 介護保険サービス等を利用するとき
- 【有効期限】1年間(8月1日～翌年7月31日)



負担割合(1～3割)が記載されます。

介護保険の保険証、負担割合証はイメージです。実際のものとは異なります。

社会全体で介護保険を支えています

65歳以上の方の介護保険料の決まり方

65歳以上の方の介護保険料は、市区町村の介護サービス費用が
まかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

基準額の決まり方

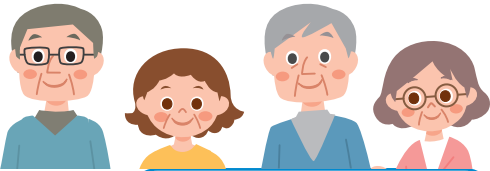
市区町村に必要な
介護サービスの総費用



65歳以上の方
の負担分 23%



市区町村に住む
65歳以上の方の人数



＝ 小矢部市の令和6～8年度の保険料の基準額 6,100円(月額)

介護保険料は、この「基準額」をもとに、所得状況に応じて、13段階に分かれます。

所得段階	対象となる方	調整率	年額保険料
第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金 ^{*1} 受給者で、世帯全員が市民税非課税の方	軽減後基準額× 0.285 (基準額×0.455)	20,900円 (33,300円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で 前年の課税年金収入額と 合計所得金額 ^{*2} の合計が 80万円以下の方	軽減後基準額× 0.35 (基準額×0.55)	25,700円 (40,300円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で 前年の課税年金収入額と 合計所得金額 ^{*2} の合計が 120万円超の方	軽減後基準額× 0.65 (基準額×0.655)	47,600円 (48,000円)
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、 本人は市民税非課税で 前年の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が 80万円以下の方	基準額× 0.90	65,800円
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、 本人は市民税非課税で 前年の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が 80万円超の方	基準額× 1.00	73,200円 (基準額)
第6段階	本人が 市民税課税で 前年の 合計所得金額が 120万円未満の方	基準額× 1.20	87,800円
第7段階	120万円以上210万円未満の方	基準額× 1.30	95,100円
第8段階	210万円以上320万円未満の方	基準額× 1.50	109,800円
第9段階	320万円以上420万円未満の方	基準額× 1.70	124,400円
第10段階	420万円以上520万円未満の方	基準額× 1.90	139,000円
第11段階	520万円以上620万円未満の方	基準額× 2.10	153,700円
第12段階	620万円以上720万円未満の方	基準額× 2.30	168,300円
第13段階	720万円以上の方	基準額× 2.40	175,600円

※1 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。
※2 合計所得金額 「収入」から「必要経費など」を控除した額です。所得段階が第1～5段階の方の合計所得金額は、年金収入に係る雑所得差し引き後の金額です。また、分離課税所得がある方の合計所得金額は、特別控除額差し引き後の金額です。
※第1～3段階の保険料は公費により軽減されています。

65歳以上の方の介護保険料の納め方

年金が年額 **18万円未満**の方 → **【納付書】**や**【口座振替】**で各自納めます

●市区町村から納付書が送付されますので、取り扱い金融機関等で納めてください。

忙しい方、なかなか外出ができない方は、
口座振替が便利です。



口座振替が便利ね

- 手続き
- ①介護保険料の納付書、通帳、印かん(通帳届出印)を用意します。
 - ②取り扱い金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。
- ※口座振替の開始は、通常、申し込み日の翌月からになります。
※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできない場合があります。



年金が年額 **18万円以上**の方 → 年金から **【天引き】**になります

●介護保険料の年額が、年金の支払い月に
年6回に分けて天引きになります。



本来、年金から天引きの「特別徴収」の方もこんなときは、一時的に納付書で納めます

- 年度途中で介護保険料が増額になった
- 年度途中で65歳になった
- 年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- 年度途中で他の市区町村から転入した
- 介護保険料が減額になった
- 年金が一時差し止めになった など

40～64歳の方の介護保険料

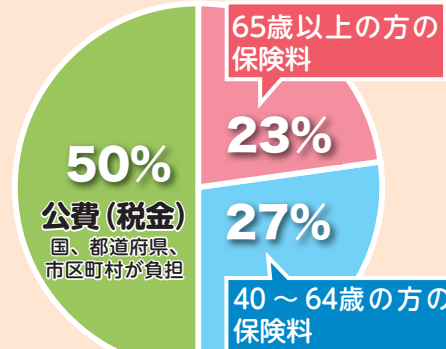
40～64歳の方(第2号被保険者)の介護保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決まります。詳しくは加入している医療保険にお問い合わせください。

介護保険料を滞納すると?

災害など、特別な事情がないのに滞納が続く場合、未納期間に応じた利用者負担が引き上げられるなどの措置がとられます。介護保険料は必ず、お納めください。納めることが難しくなった場合は、市区町村の担当窓口にご相談しましょう。



【介護保険の財源の内訳】 (令和6～8年度)



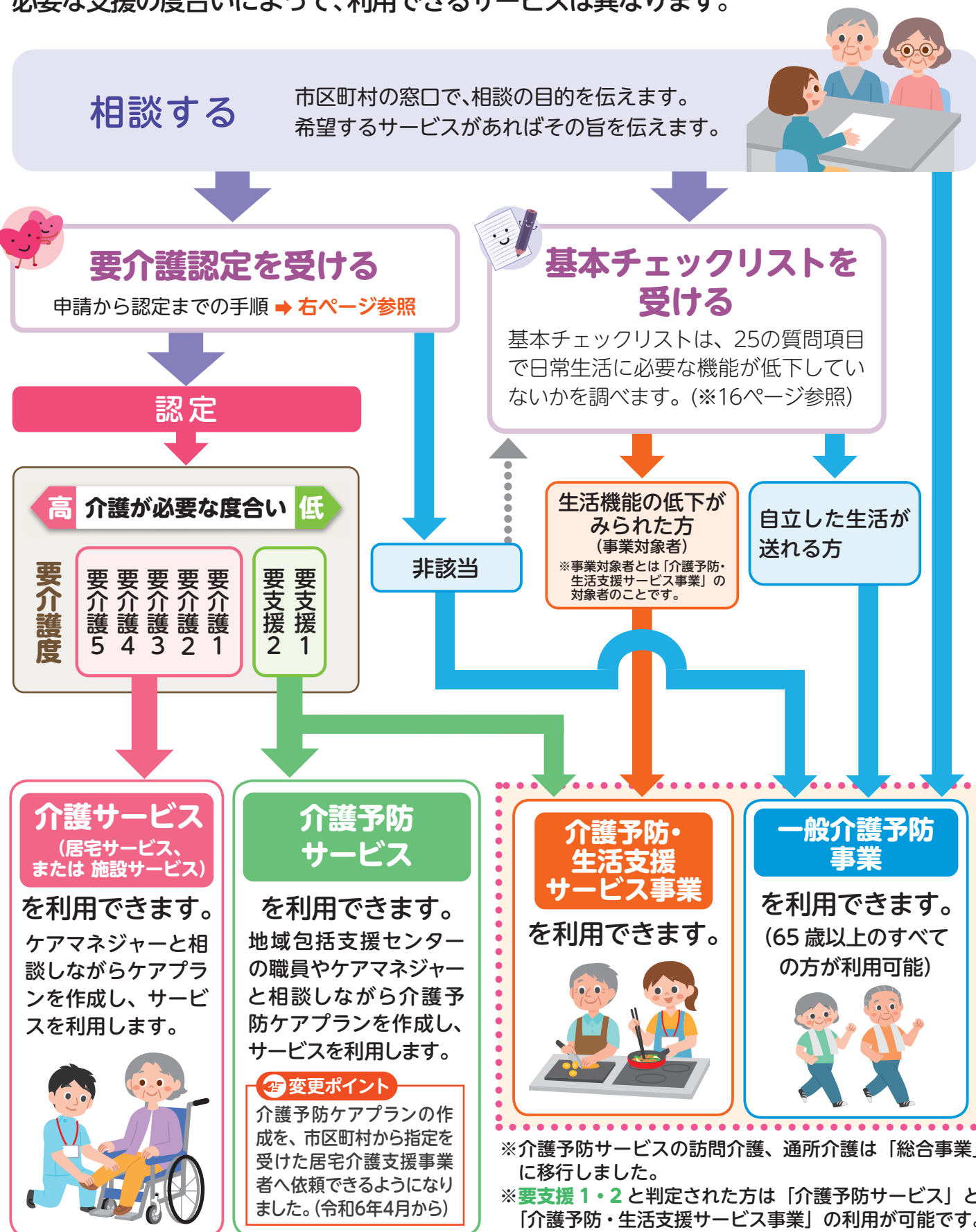
(このほかに利用者負担分があります)



しくみと加入者
介護保険料の決まり方・納め方
サービス利用の手順
介護サービス・介護予防サービス
地域密着型サービス
福祉用具貸与・購入、住宅改修
地域支援事業
費用の支払い
小矢部市独自のサービス

サービス利用の流れ ①

生活する上でなにか困ることが出てきたら、介護保険サービスの利用を検討しましょう。
必要な支援の度合いによって、利用できるサービスは異なります。



要介護認定の手順

介護保険サービスを利用するときは「要介護認定」を受ける必要があります。
※要介護認定は、介護予防・生活支援サービス事業対象者となったあとでも申請できます。

① 要介護認定の申請

申請の窓口は市区町村の介護保険担当課です。申請は、本人のほか家族でもできます。

次のところでも申請の依頼ができます。(更新申請も含まれます。)

- ・地域包括支援センター
- ・居宅介護支援事業者
- ・介護保険施設

申請に必要なもの

- ✓ **申請書**
市区町村の窓口においてあります。
- ✓ **介護保険証**
- ✓ **医療保険の保険証**
申請書には主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号を記入する欄があります。かかりつけの医師がいる方は、確認しておきましょう。

② 要介護認定 (調査～判定)

申請をすると、訪問調査の後に公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い(要介護度)が決まります。



- **主治医の意見書**
主治医が意見書を作成します。
※主治医がいない方は市区町村が紹介する医師の診断を受けます。
- **訪問調査**
市区町村の担当職員などが自宅などを訪問し、心身の状態などについて聞き取り調査を行います。
- **一次判定**
訪問調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピュータに入力し、一次判定を行います。
- **二次判定(認定審査)**
一次判定や主治医の意見書などをもとに、専門家が審査します。

認定

介護や支援が必要な度合いによって「要介護度」(要介護1～5、または要支援1・2)が決まります。
要介護度によって利用できるサービスなどが異なります。

非該当

介護や支援が必要ないと判定された場合には、非該当となります。

介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業)

総合事業は、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、
介護予防・生活支援サービス事業 と **一般介護予防事業** の二つからなります。

※市区町村によって提供されるサービスは異なります。詳しくは、16、17ページをご覧ください。

サービス利用の流れ ②

要介護1～5と認定された方で、自宅を中心としたサービスを希望する方は居宅介護支援連絡します。また、要支援1・2と認定された方および介護予防・生活支援サービス事業

援事業者、施設への入所を希望する方は介護保険施設に
対象者は地域包括支援センターに連絡します。

ケアプラン（どのようなサービスをどのくらい利用するかを決めた計画書）を作成する際は、どんな生活を送れるようになりたいか、という希望をしっかりと伝えましょう。



要介護1～5の方

自宅で暮らしながら
サービスを利用したい

自宅を中心に利用する
介護サービスの種類
(P.10～)



① 居宅介護支援事業者に連絡します

- 市区町村などが発行する事業者一覧のなかから**居宅介護支援事業者**（ケアマネジャーを配置しているサービス事業者）を選び、連絡します。
- 担当の**ケアマネジャー**が決まります。



② ケアプラン※¹を作成します

- 担当のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。



③ サービスを利用します

- サービス事業者と契約※²します。
- ケアプランにそって**介護サービス**を利用します。



介護保険施設へ
入所したい

施設サービス
の種類 (P.13)



① 介護保険施設に連絡します

- 入所前に見学するなどサービス内容や利用料について検討した上で、施設に直接申し込みます。

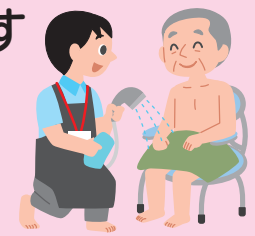


② ケアプラン※¹を作成します

- 入所する施設のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。

③ サービスを利用します

- ケアプランにそって介護保険の**施設サービス**を利用します。



要支援1・2の方

① 地域包括支援センターに連絡します

- 地域包括支援センターに連絡、相談をします。
- 介護予防サービス**の種類 (P.10～)
- 介護予防・生活支援サービス事業**について (P.17)

② 職員に希望を伝えます

- 家族や地域包括支援センターの職員と、これからどのような生活を希望するのかなどについて話し合います。

③ 介護予防ケアプラン※¹を作成します

- 地域包括支援センターの職員と相談しながら介護予防ケアプランを作成します。

④ サービスを利用します

- サービス事業者と契約※²します。
- 介護予防ケアプランにそって**介護予防サービス**および**介護予防・生活支援サービス事業**を利用します。



介護予防・生活支援サービス事業対象者

① 地域包括支援センターに連絡します

- 地域包括支援センターに連絡、相談をします。
- 介護予防・生活支援サービス事業**について (P.17)



② 職員に希望を伝えます

- 家族や地域包括支援センターの職員と、これからどのような生活を希望するのかなどについて話し合います。

③ ケアプラン※¹を作成します

- 地域包括支援センターの職員と相談しながらケアプランを作成します。

④ サービスを利用します

- サービス事業者と契約※²します。
- ケアプランにそって**介護予防・生活支援サービス事業**を利用します。



※¹ ケアプランの作成、介護予防ケアプランの作成は、利用者の費用負担はありません。

※² 契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。

しくみと加入者

介護保険料の
決まり方・納め方

サービス利用の
手順

介護サービス・
介護予防サービス

地域密着型
サービス

福祉用具貸与・購入、
住宅改修

地域支援事業

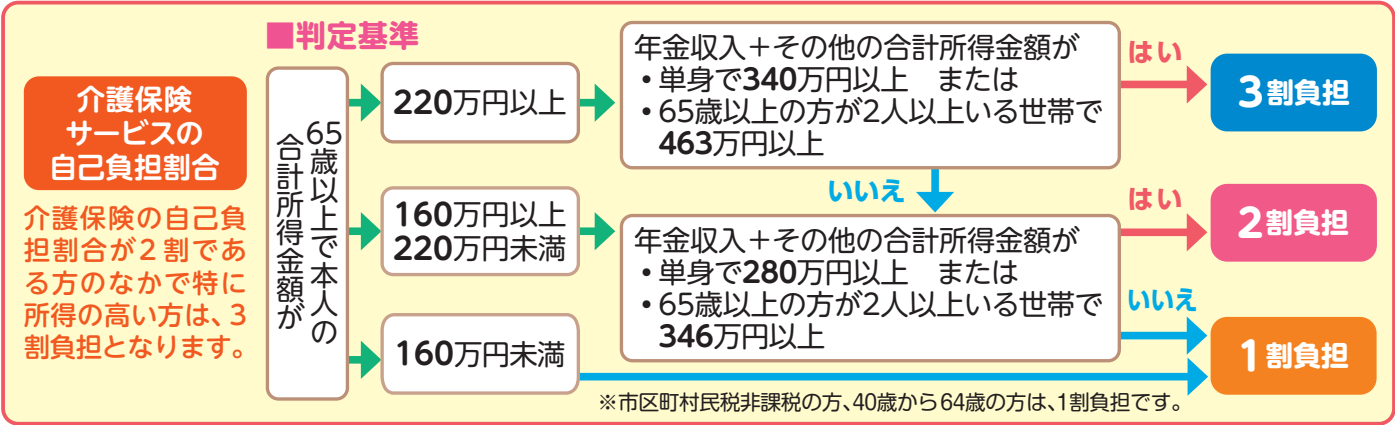
費用の支払い

小矢部市独自の
サービス

自宅を中心に利用するサービス

自宅を中心に受けるサービスは「居宅サービス」と呼ばれます。「居宅サービス」には「訪問してもらうサービス」や「施設に通うサービス」など、さまざまな種類があります。

- 介護保険サービスを利用したときの自己負担は1割、2割、3割のいずれかです。
本冊子は、**自己負担1割の費用をめやすとして**掲載しています。
- 実際にかかる費用は、利用する事業者の所在地や体制、サービスの内容等によって異なります。
※自己負担のめやすは令和4年3月時点の情報をもとにしており、今後変更になる場合があります。



マークについて

要介護1～5の方が介護保険を使って利用できるサービス

要支援1・2の方が介護保険を使って利用できるサービス

介護サービス・介護予防サービスの利用について相談する

要介護1～5 きょうたくかいごしえん **居宅介護支援**

要支援1・2 かいごよぼうしえん **介護予防支援**

ケアプランを作成する

ケアマネジャーにケアプランを作成してもらうほか、安心して介護サービスを利用できるよう支援してもらいます。

地域包括支援センターの職員などに介護予防ケアプランを作成してもらうほか、安心して介護予防サービスを利用できるよう支援してもらいます。

変更ポイント

介護予防ケアプランの作成を、市区町村から指定を受けた居宅介護支援事業者へ依頼できるようになりました。(令和6年4月から)

ケアプランの作成および相談は**無料**です。(全額を介護保険で負担します)

日常生活の手助けをしてもらう

要介護1～5 ほうもんかいご **訪問介護【ホームヘルプサービス】**

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。

自己負担(1割)のめやす

	身体介護中心	生活援助中心
20分～30分未満	244円	
20分～45分未満		179円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

〈身体介護〉

- 食事、入浴、排せつのお世話
- 衣類やシーツの交換 など

〈生活援助〉

- 住居の掃除、洗濯、買い物
- 食事の準備、調理 など

ご注意ください！

本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることなどは、**サービスの対象外**です。

自宅で入浴する

要介護1～5 ほうもんにゆうよくかいご 要支援1・2 かいごよぼうほうもんにゆうよくかいご **訪問入浴介護(介護予防訪問入浴介護)**

自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けます。

自己負担(1割)のめやす【1回あたり】

	要介護1～5	要支援1・2
	1,266円	856円

看護師などに訪問してもらう

要介護1～5 ほうもんかんご 要支援1・2 かいごよぼうほうもんかんご **訪問看護(介護予防訪問看護)**

看護師などに訪問してもらい、床ずれの手当てや点滴の管理をしてもらいます。

自己負担(1割)のめやす【30分～1時間未満の場合】

	要介護1～5	要支援1・2
病院・診療所から	573円	552円
訪問看護ステーションから	821円	792円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

自宅でリハビリをする

要介護1～5 ほうもん 要支援1・2 かいごよぼうほうもん **訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)**

リハビリの専門家に訪問してもらい、自宅でリハビリを受けます。

自己負担(1割)のめやす

	要介護1～5	要支援1・2
1回	307円	307円

お医者さんなどによる療養上の管理や指導を受ける

要介護1～5 きょうたくりょうようかんりしどう 要支援1・2 かいごよぼうきょうたくりょうようかんりしどう **居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)**

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。

自己負担(1割)のめやす【単一建物居住者1人に対して行う場合】

	要介護1～5	要支援1・2
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	517円	361円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	518円	362円

「共生型サービス」について

共生型サービスは、1つの事業所で、介護保険と障がい福祉のサービスを一体的に提供する取り組みです。例えば、障がい福祉サービス事業所が、共生型サービス事業所の指定を受けることにより、介護保険サービスを提供できるようになり、障がいをお持ちの方が65歳以上になっても、引き続き、同じ施設でサービスが受けられます。

【対象サービス】 訪問介護 通所介護 短期入所生活介護 等

しくみと加入者
介護保険料の
決まり方・納め方
サービス利用の
手順
介護サービス・
介護予防サービス
地域密着型
サービス
福祉用具貸与・購入、
住宅改修
地域支援事業
費用の支払い
小矢部市独自の
サービス



施設に通って受ける

施設に通って食事や入浴などのサービスを受ける

要介護1～5 通所介護【デイサービス】

デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

自己負担(1割)のめやす【通常規模の施設／7～8時間未満の利用の場合】

要介護1～5	658円～1,148円
--------	-------------

※食費、日常生活費は別途負担となります。
※利用するメニューによって別に費用が加算されます。
・個別機能訓練 56円／1日
・栄養改善 200円／1回 ・口腔機能向上 150円／1回 など



施設に通ってリハビリをする

要介護1～5 通所リハビリテーション【デイケア】

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。

自己負担(1割)のめやす【通常規模の施設／7～8時間未満の利用の場合】

要介護1～5	757円～1,369円	令和6年5月まで
	762円～1,379円	令和6年6月から

※食費、日常生活費は別途負担となります。
※利用するメニューによって別に費用が加算されます。
・栄養改善 200円／1回
・口腔機能向上 150円／1回 など

要支援1・2 介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所で、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などが日帰りで受けられます。

1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす

要支援1	2,053円	2,268円
要支援2	3,999円	4,228円

※食費、日常生活費は別途負担となります。
※利用するメニューによって別に費用が加算されます。
・栄養改善 200円／1回
・口腔機能向上 150円／1回 など



短期間施設に泊まる

自宅で介護を受けている方が一時的に施設に泊まる

要介護1～5 要支援1・2 短期入所生活介護【ショートステイ】

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす【併設型の施設の場合】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護1～5	704円～987円	603円～884円	603円～884円
要支援1	529円	451円	451円
要支援2	656円	561円	561円

医療の助けが必要な方が一時的に施設に泊まる

要介護1～5 要支援1・2 短期入所療養介護【医療型ショートステイ】

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす【介護老人保健施設の場合】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護1～5	836円～1,056円	753円～971円	830円～1,052円
要支援1	624円	579円	613円
要支援2	789円	726円	774円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。 ※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。
※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。



自宅から移り住んで利用する

有料老人ホームなどに入居している方が介護サービスを受ける

要介護1～5 要支援1・2 特定施設入居者生活介護(介護予防特定施設入居者生活介護)

有料老人ホームなどに入所している方が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす【包括型(一般型)】

要介護1	542円
要介護2	609円
要介護3	679円
要介護4	744円
要介護5	813円

介護保険施設で受けるサービス

下記の介護保険施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」といいます。入所を希望するときは、施設に直接申し込みます。必要性の高い方から入所できます。

※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。
※居住費、食費、日常生活費が別途負担となります。



介護保険施設に移り住む

生活介護が中心の施設

要介護3～5 介護老人福祉施設【特別養護老人ホーム】

つねに介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護3	約24,450円	約21,960円	約21,960円
要介護5	約28,650円	約26,130円	約26,130円

※新規に入所できるのは原則、要介護3以上の方。

介護やリハビリが中心の施設

要介護1～5 介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護1	約24,060円	約21,510円	約23,790円
要介護5	約30,540円	約27,960円	約30,360円

長期療養の機能を備えた施設

要介護1～5 介護医療院

医療と介護が一体的に受けられます。主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護1	約25,500円	約21,630円	約24,990円
要介護5	約41,760円	約37,890円	約41,250円

※自己負担は1～3割です。本冊子は、自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

しくみと加入者

介護保険料の
決まり方・納め方

サービス利用の
手順

介護サービス・
介護予防サービス

地域密着型
サービス

福祉用具貸与・購入、
住宅改修

地域支援事業

費用の支払い

小矢部市独自の
サービス

住み慣れた地域で受けるサービス

住み慣れた地域で生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。基本的には、利用者はサービス事業所のある市区町村の住民に限られます。※サービスの種類、内容などは市区町村によって異なります。自己負担は1～3割です。

24時間対応の訪問サービス

要介護1～5 **定期巡回・随時対応型訪問介護看護**
てい き じゅんかい ずい し たいおうがたほうもんかい ご かん ご
 ※要支援の方は利用できません。

介護職員と看護師が密接に連携し、定期的に訪問します。また、利用者の通報や電話などに対して随時対応します。

夜間の訪問サービス

要介護1～5 **夜間対応型訪問介護**
や かん たいおうがたほうもんかい ご
 ※要支援の方は利用できません。

夜間に定期的にヘルパーが巡回して介護を行う訪問介護と、緊急時に利用者が通報するとヘルパーが急行する随時対応の訪問介護があります。



認知症の方向けのサービス

要介護1～5 **認知症対応型通所介護** (介護予防認知症対応型通所介護)
にん ち しょうたいおうがたつうしょかい ご
要支援1・2
 認知症と診断された高齢者が、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。



要介護1～5 **認知症対応型共同生活介護【グループホーム】** (介護予防認知症対応型共同生活介護)
にん ち しょうたい ough がたきょうどうせいかつ かい ご
要支援2
 認知症と診断された高齢者が共同で生活できる場(住居)で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。
 ※要支援1の方は利用できません。

通い・訪問・泊まりなどを組み合わせたサービス

要介護1～5 **小規模多機能型居宅介護** (介護予防小規模多機能型居宅介護)
しょう き ぼ た き のうがたきょたくかい ご
要支援1・2
 小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に泊まる「宿泊」のサービスを受けられます。



要介護1～5 **看護小規模多機能型居宅介護【複合型サービス】**
かん ご しょう き ぼ た き のうがたきょたくかい ご ふくごうがた
 ※要支援の方は利用できません。
 小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に泊まる「宿泊」のサービスに看護を加えたサービスを受けられます。

地域の小規模な施設に移り住んで受ける介護サービス

要介護3～5 **地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護**
ち い き みつちやくがたかい ご ろうじんふく し し せつにゅうしょしゃせいかつ かい ご
 定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や健康管理が受けられます。
 ※新規に入所できるのは原則、要介護3以上の方。



要介護1～5 **地域密着型特定施設入居者生活介護**
ち い き みつちやくがたとく てい し せつにゅうきょしゃせいかつ かい ご
 ※要支援の方は利用できません。
 定員29人以下の小規模な有料老人ホームなどで、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

小規模な通所介護サービス

要介護1～5 **地域密着型通所介護**
ち い き みつちやくがたつうしょかい ご
 ※要支援の方は利用できません。
 定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

生活環境を整えるサービス

福祉用具を借りることや購入することも費用の1～3割を支払うことでできます。福祉用具を使うことで自立した生活ができる上、介護する側の負担も軽くなります。福祉用具を選ぶときや住宅を改修するときは、専門家によく相談しましょう。

福祉用具を借りる

ふく し ょう ぐ たい よ かい ご ぼうふく し ょう ぐ たい よ
福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)

次の品目が貸し出しの対象となります。原則、要支援1・2の方、要介護1の方は、①～④のみ利用できます。⑬は、要介護4・5の方のみ利用できます。



- | | | |
|----------|-----------|---------------|
| ① 手すり | ⑥ 車いす付属品 | ⑪ 認知症老人徘徊感知機器 |
| ② スロープ | ⑦ 特殊寝台 | ⑫ 移動用リフト |
| ③ 歩行器 | ⑧ 特殊寝台付属品 | ⑬ 自動排せつ処理装置 |
| ④ 歩行補助つえ | ⑨ 床ずれ防止用具 | |
| ⑤ 車いす | ⑩ 体位変換器 | |

月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1～3割を自己負担します。(用具の種類、事業者によって貸し出し料は異なります)

適正な価格で、福祉用具を利用しましょう。

適正な価格で利用するために下記の点を理解しておきましょう。疑問点は事業者にご相談しましょう。
 ・商品ごとに貸与価格の全国平均が公表されており、その平均価格をもとに**貸与価格の上限額が設定**されています。
 ※上限を超えた場合は、保険給付対象外(全額自己負担)となります。
 ・事業者には、貸与する商品の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示すことや、全国平均価格とその事業者の価格を説明することが義務付けられています。

一部の福祉用具は貸与と購入を選択できます。(令和6年4月から) **変更ポイント**

固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、歩行補助つえ(松葉づえを除く単点つえおよび多点つえ)については、福祉用具専門相談員またはケアマネジャーからの提案により、貸与と購入を選択できます。

福祉用具を買う

申請が必要です

とく てい ふく し ょう ぐ こうにゅう とく てい かい ご ぼうふく し ょう ぐ こうにゅう
特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)

購入費支給の対象は、次の品目です。

- | | | |
|------------------------------|------------------|-----------------|
| ● 腰掛便座 | ● 自動排せつ処理装置の交換部品 | ● 入浴補助用具 |
| ● 移動用リフトのつり具の部分 | ● 簡易浴槽 | ● 排せつ予測支援機器 |
| ● 固定用スロープ | ● 歩行器(歩行車を除く) | } 貸与と購入を選択できます。 |
| ● 歩行補助つえ(松葉づえを除く単点つえおよび多点つえ) | | |

年間10万円が上限で、その1～3割が自己負担です。費用が10万円だった場合、1～3万円が自己負担です。(毎年4月1日から1年間)

●指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください。

安全な生活が送れるよう住宅を改修する

事前の申請が必要です

きょたくかい ご じゅうたくかいしゅう かい ご ぼうじゅうたくかいしゅう
居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)

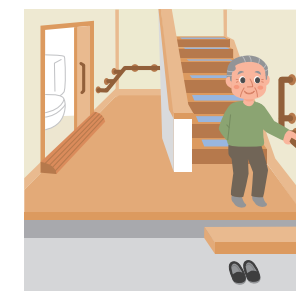
生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、要介護区分に関係なく上限20万円まで住宅改修費が支給されます。(自己負担1～3割)

◎介護保険の対象となる工事の例

- | | | |
|------------------------|-------------------|---------------|
| ● 手すりの取り付け | ● 段差や傾斜の解消 | ● 扉の取り替え、扉の撤去 |
| ● 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更 | ● 和式から洋式への便器の取り替え | |

※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。

●工事の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか市区町村の窓口相談しましょう。また、見積りは複数の業者からとりましょう。



20万円が上限で、その1～3割が自己負担です。費用が20万円だった場合、2～6万円が自己負担です。

自分らしい生活をするための 総合事業

総合事業とは

総合事業は、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、**介護予防・生活支援サービス事業**と**一般介護予防事業**の二つからなります。

総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

●訪問型サービス ●通所型サービス ●生活支援サービス

対象者

- ・要支援1・2の認定を受けた方
- ・基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方

一般介護予防事業

高齢者が日常的に介護予防に取り組めるような教室など

対象者

- ・65歳以上のすべての方が対象

総合事業のポイント

- **介護予防・生活支援サービス事業**のみを利用する場合は、基本チェックリストによる判定で利用できます。(要介護認定は不要です)
要支援1・2の方は、**介護予防サービス**と**介護予防・生活支援サービス事業**を利用できます。
- 介護予防・生活支援サービス事業を利用していた方が要介護1～5となったとき、本人が希望し、市区町村が必要と判断すれば、**介護予防・生活支援サービス事業**を引き続き利用できます。

基本チェックリストについて

基本チェックリストとは、日常生活に必要な機能が低下していないかを確認するための25項目からなる質問票です。基本チェックリストから、どのような介護予防に取り組めばよいかわかります。

基本チェックリスト (一部抜粋)

- | |
|--|
| ☐ 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか |
| ☐ 6カ月間で2～3kg以上の体重減少はありましたか |
| ☐ 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか |
| ☐ 週に1回以上は外出していますか |
| ☐ 周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるとされますか |

「膝が痛く、外出がしづらくなった」「食欲がなくなってきた」などのちょっとした不調が、介護が必要な状態にまで悪化してしまうことがあります。いつまでも自分らしい生活をするためには、症状が重くなる前に介護予防などに取り組むことが大切です。

生活機能の低下が気になったら地域包括支援センターに相談しましょう。



総合事業は、地域全体で高齢者を支え、高齢者の方も自らの持つ能力をできる限り活かして、要介護状態になることを予防するための事業です。



※本市での取組については、別紙をご覧ください。

介護予防・生活支援サービス事業

地域の実情に応じた「介護予防」と「生活支援」を目的としたサービスなどがあります。
※市区町村によって提供されるサービスは異なります。詳しくは、お住まいの市区町村にご相談ください。

対象者

- 要支援1・2の方
- 基本チェックリストにより介護予防・生活支援サービス事業対象者となった方
- 介護予防・生活支援サービス事業を利用していた方で、要介護1～5となったあとも本人が利用を希望し、市区町村が必要と判断した方

訪問型サービス

掃除、洗濯などの日常生活上の訪問型のサービス。地域住民が主体となったボランティアによるゴミ出しなどの支援から、介護事業者による、以前の介護予防訪問介護に相当するサービスまで多様なサービスが想定されています。



通所型サービス

機能訓練や集いの場など通所型のサービス。地域住民が主体となった体操や運動等のサービスから、介護事業者による、以前の介護予防通所介護に相当するサービスまで多様なサービスが想定されています。



介護予防 ケアマネジメント

地域包括支援センターの職員に相談し、サービスの種類や回数を決め、ケアプランを作成します。



一般介護予防事業

高齢者のみなさんが元気でいきいきと生活し、要介護状態にならないようにするための教室(介護予防教室)などを実施します。

※市区町村によって提供されるサービスは異なります。詳しくは、お住まいの市区町村にご相談ください。

対象者

- 65歳以上のすべての方、およびその支援のための活動に関わる方

介護予防教室の例

【運動器の機能向上】

- 筋力トレーニング
- 有酸素運動など



【栄養改善】

栄養改善のための食材の選び方や調理方法などに関する指導、相談受け付け



【口腔機能の向上】

- 口の中や義歯の手入れ方法
- 咀嚼、飲み込みの訓練法などの指導



しくみと加入者

介護保険料の
決まり方・納め方

サービス利用の
手順

介護サービス・
介護予防サービス

地域密着型
サービス

福祉用具貸与・購入、
住宅改修

地域支援事業

費用の支払い

小矢部市独自の
サービス

自己負担限度額と負担の軽減

介護保険サービスを利用したときは、原則として利用料の1～3割を支払います。自己負担が重くなったときや、所得の低い方には負担を軽減するしくみもあります。

● 介護保険サービスは1～3割の自己負担で利用できます

介護保険サービスは、利用料の1～3割を支払うことで利用できますが、要介護度ごとに1カ月に1～3割負担で利用できる金額に上限(支給限度額)が設けられています(下表)。限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。

■ 介護保険サービスの支給限度額(1カ月)のめやす

要介護度	支給限度額	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)
事業対象者	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円

○上記金額は、標準地域の金額です。実際の支給限度額は、住んでいる地域や利用したサービスにより異なります。

■ 支給限度額に含まれないサービス

- ・特定福祉用具購入
 - ・特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型、短期利用を除く)
 - ・認知症対応型共同生活介護(短期利用を除く)
 - ・介護保険施設に入所して利用するサービス
- ・居宅介護住宅改修
 - ・地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用を除く)
 - ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・居宅療養管理指導
 - ・※介護予防サービスについても同様です。

例 要介護1(1割負担)の方が、175,000円分のサービスを利用した場合の自己負担額は

← 実際に利用した金額 175,000円 →

← 支給限度額 167,650円 →

1割負担 16,765円 + 支給限度額を超えた分 7,350円 = 利用者負担額 24,115円

自己負担が高額になったときの負担軽減

同じ月に利用した介護サービス利用者負担(1～3割)の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。

- 給付を受けるには、市区町村への申請が必要です。
- 施設サービスの食費・居住費・日常生活費など介護保険の対象外の費用は含まれません。

自己負担の限度額(月額)

区分	限度額
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の方	140,100円(世帯)
課税所得380万円以上690万円未満(年収約770万円以上約1,160万円未満)の方	93,000円(世帯)
住民税課税世帯で課税所得380万円(年収約770万円)未満の方	44,400円(世帯)
世帯全員が住民税非課税	24,600円(世帯)
・老齢福祉年金受給者の方 ・前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護受給者の方等	15,000円(個人)

施設サービスを利用したときの費用

施設サービス費の自己負担分(1～3割)に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。

施設サービス費の1～3割 + 居住費(滞在費) + 食費 + 日常生活費(理美容代など) = 自己負担

居住費と食費については、施設の平均的な費用をもとに、基準費用額が定められています。実際の費用は施設と利用者との契約により決められます。

■ 所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります

所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限(限度額)が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

- 給付を受けるには、市区町村への申請が必要です。

変更ポイント

赤枠内居住費の限度額を変更。(令和6年8月から)

居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)

利用者負担段階	所得の状況※1	預貯金等の資産※2の状況	居住費(滞在費)				食費
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
令和6年7月まで	1 生活保護受給者の方等	要件なし	820円	490円	490円(320円)	0円	300円
	世帯全員が住民税非課税 2 老齢福祉年金受給者の方	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	820円	490円	490円(420円)	370円	390円[600円]
	3-① 前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	820円	490円	490円(420円)	370円	390円[600円]
	3-② 前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	650円[1,000円]
令和6年8月から	1 生活保護受給者の方等	要件なし	880円	550円	550円(380円)	0円	300円
	世帯全員が住民税非課税 2 老齢福祉年金受給者の方	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	880円	550円	550円(480円)	430円	390円[600円]
	3-① 前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	880円	550円	550円(480円)	430円	390円[600円]
	3-② 前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円	650円[1,000円]
令和6年8月から	3-③ 前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円	1,360円[1,300円]
	3-④ 前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円	1,360円[1,300円]

【 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の金額です。

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

※1 住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者(婚姻届を提出していない事実婚を含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外)の所得も判断材料とします。

※2【預貯金等に含まれるもの】資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。

*第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下であれば支給対象となります。

居住費・食費の基準費用額(1日あたり)

居住費(滞在費)				食費
ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
2,006円	1,668円	1,668円(1,171円)	377円(855円)	1,445円
2,066円	1,728円	1,728円(1,231円)	437円(915円)	1,445円

介護保険と医療保険の支払いが高額になったときの負担軽減

同一世帯内で介護保険と国保などの医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額が下記の限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。(高額医療・高額介護合算制度)

医療と介護の自己負担合算後の限度額(年額:毎年8月1日から翌年7月31日まで)※要申請

70歳未満の方

区分	限度額
901万円超	212万円
600万円超～901万円以下	141万円
210万円超～600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

医療保険が異なる場合は合算できません。

70歳以上の方・後期高齢者医療制度の対象者

区分	限度額
課税所得690万円以上	212万円
380万円以上690万円未満	141万円
145万円以上380万円未満	67万円
一般(住民税課税世帯の方)	56万円
低所得者(住民税非課税世帯の方)	31万円
世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方(年金収入のみの場合80万円以下の方)	19万円

小矢部市独自のサービス

介護保険のサービス以外にもさまざまなサービスを提供しています

要支援・要介護と認定された方のサービス(介護保険以外)

おむつ支給



サービス内容：1カ月2,000円のおむつ引換券を支給します。

対象：要介護1以上かつ市民税非課税者で常時おむつを使用している在宅の高齢者

在宅要介護高齢者福祉金支給

サービス内容：在宅の要介護高齢者の福祉の増進を図るために、福祉金を支給します。

対象：65歳以上の要介護4・5の高齢者(所得要件あり、特別障害者手当受給者、施設入所者等を除く)

支給額：1人当たり年額60,000円(月額5,000円)

寝具洗濯消毒乾燥



サービス内容：1人当たり年1回、敷布団、掛布団、毛布各1枚を洗濯消毒乾燥します。

対象：要介護3以上の在宅高齢者と、要支援1以上かつ75歳以上の自分で布団の天日干しができないひとり暮らし高齢者

利用料：無料

外出支援サービス

サービス内容：移送用車輦により、在宅福祉サービス、医療機関等への送迎を行います。

対象：要支援・要介護高齢者で、移乗・歩行が不能、常時車いす使用で、一般の交通機関を利用することが困難な方

利用料：走行距離によって異なります。

委託先：石動タクシー、高岡交通小矢部営業所、チューリップ交通



高齢者ミドルステイ

サービス内容：介護者の入院等により介護者が不在となるなどやむを得ない事由で中期にわたり、在宅での介護が受けられない場合に、ショートステイの期間が3カ月限りで延長できます。

対象：介護認定該当者

利用料：基本料2,250円/日(食費・滞在費含む)



介護者を支援するサービス

介護人手当支給

サービス内容：介護をしている方に手当を支給します。
(なお、介護対象者は月の半分より多く在宅していること)

対象：同一世帯の在宅の要介護3以上の高齢者を介護している方で、本市に引き続き1年以上居住している方(ただし特別障害者手当、または在宅要介護高齢者福祉金を受給している要介護者の介護人を除く)

支給額：1カ月3,000円



在宅の高齢者を支援するサービス

見守り配食事業



サービス内容：配食事業者が配食サービスを提供する際に見守りを行い、異常を発見したときは、緊急連絡先に連絡を行うことで地域生活を支援します。

対象：65歳以上の一人暮らし高齢者または65歳以上の高齢者のみの世帯で配食を通じた見守りが必要な人(市が指定する指定配食事業者から配食サービスを受けていることが要件です。詳しくは健康福祉課まで)

利用料：見守りは無料ですが、食事代の実費は自己負担になります。

高齢者等見守り支援事業



サービス内容：装置を利用して、日常生活における相談に対し、助言したり、緊急時の通報に対し、協力員への確認依頼等必要な措置を行います。

対象：65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯、並びにこれに準ずる世帯で、日常生活の見守りが必要な方

利用料：月額400円

高齢者等除排雪支援事業

サービス内容：屋根及び住宅周辺の除雪作業に要する経費を助成します。(回数制限等あり)

対象：65歳以上のひとり暮らし高齢者、65歳以上の高齢者のみの世帯、65歳以上の高齢者と小学生以下の子供で構成する世帯、ひとり暮らしの身体障害者の方で、市民税非課税世帯の方

高齢者住宅改善費の助成(所得制限等あり)



サービス内容：高齢者のための住宅改造を行う場合に、その費用の一部を助成します。

対象：65歳以上の高齢者又は65歳以上の高齢者と同居する方で、市民税非課税世帯の方

助成限度額：30万円(要介護者等は46万6千円)

徘徊高齢者等家族支援事業(GPS機能付き端末貸出事業)



サービス内容：徘徊のおそれがある高齢者等に対し位置検索機能が付いた端末を貸出し、徘徊等により捜索が必要となった場合、早急に発見し安全を確保します。

対象：65歳以上の徘徊のおそれがある高齢者等

利用料：利用項目により負担額が異なります。

おでかけあんしんシール配付事業

サービス内容：QRコード付きのシールを配付します。対象者が行方不明になった際に衣類等に貼り付けたシールのQRコードをスマートフォン等で読み取ると、家族にメールが届き、早期の発見・保護につなげることができます。

対象：認知症等により行方不明になるおそれがある高齢者等

配付枚数：耐洗シール40枚、蓄光シール10枚

利用料：無料

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です



高齢者補聴器購入費用助成事業

サービス内容：聴力低下による認知症やフレイルを予防するため、補聴器の購入費用を助成します。

対象：医師により、一耳の聴力レベルが40デジベル以上の聴力低下のため補聴器の必要性が認められた、65歳以上の市民の方(その他要件があります。詳しくは健康福祉課まで)

助成額：購入費用の1/2(上限3万円)

申請期限：令和7年3月31日





小矢部市では市民の皆様の健康づくり支援に力を入れています

◎実施日程については
広報おやべに随時掲載します。

結核・肺がん検診 サービス内容：胸部レントゲン撮影をします。 対 象：40歳以上の方 利用料：無料 会 場：小矢部市総合保健福祉センター、地区公民館等	がん検診 サービス内容：胃がん、子宮がん、乳がん、肺がん、大腸がん、前立腺がんの検診事業を行います。 対 象：希望者 利用料：内容に応じて負担 会 場：小矢部市総合保健福祉センター、地区公民館または医療機関等
骨粗しょう症検診 サービス内容：レントゲン検査で骨密度測定をします。 対 象：希望者 利用料：1,000円 会 場：小矢部市総合保健福祉センター	健康相談 サービス内容：保健師・看護師等が生活習慣病および、ひきこもり、心の健康相談や血圧、体組成測定を行います。 対 象：希望者 利用料：無料 日 時：毎週火・金 午前9時30分～11時 会 場：小矢部市総合保健福祉センター
訪問指導 サービス内容：保健師等が家庭訪問し、心身の健康状況や病気療養上の保健指導をします。 対 象：健康管理上訪問指導が必要と認められる方 利用料：無料	インフルエンザ予防接種 サービス内容：指定医療機関でのインフルエンザ予防接種の実施（接種時期指定有り） 対 象：65歳以上の希望者及び60～64歳の必要と認められた方で希望者 利用料：自己負担1,500円
特定健康診査 サービス内容：問診・身体計測・理学的検査等を行います。 対 象：40歳～74歳の方 利用料：無料（小矢部市国保） 会 場：市内指定医療機関 ※各医療保険者が実施主体となります	後期高齢者健康診査 サービス内容：問診・身体計測・理学的検査等を行います。 対 象：75歳以上の方 利用料：無料 会 場：市内指定医療機関 ※小矢部市が実施主体となります
成人用肺炎球菌ワクチン接種 サービス内容：指定医療機関での肺炎球菌ワクチン接種の実施 対 象：65歳及び60～64歳の必要と認められた方で希望者 利用料：自己負担2,550円 ※過去に肺炎球菌ワクチンの接種をしたことのない方のみ	

介護予防・介護サービス事業者一覧表（施設・地域密着型サービス）

施設サービス		事業者の名称	所在地	連絡先
施設サービス	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム清楽園	法楽寺 1800-1	67-6664
		特別養護老人ホームほっとはうす千羽	浅地 121	61-8310
	介護老人保健施設	にしの老人保健施設	本町 3-38	67-4430
		介護老人保健施設ゆうゆうハウス	島 322	67-8008
施設サービス	介護医療院	小矢部大家病院介護医療院	島 321	67-2002
		つざわ津田介護医療院	新西 117-1	61-8585
		西野介護医療院	本町 6-30	67-1730
		太田病院介護医療院	新富町 3-11	67-0443
地域密着型サービス	介護老人福祉施設	特別養護老人ホームイエローガーデン石動	観音町 5-40	67-3335
		福祉コミュニティ小矢部あいの風	茄子島 226	67-1360
	グループホーム （認知症対応型 共同生活介護）	ローカルセンター小矢部	新西 92-1	61-8533
		グループホームはっちょうとんぼ	臼谷 6520	69-7227
		ケアタウンおやべ	埴生 2-47	68-1772
		福祉コミュニティ小矢部あいの風	茄子島 226	67-1360
		グループホーム小矢部藤森	藤森 5008-1	69-7774
		グループホームいろどり	今石動町 1 丁目 2-9	50-8020
		イエローガーデン小矢部	観音町 5-44	54-0165
		らぶあけぼの	綾子 5599	68-3826
		はぁとふるケアあさがお	西中野 694-1	68-1118
		愛寿乃里	福上 362-1	75-1338
		ケアサポートいろどり	浅地 583	54-0470
	その他の住まい	介護あんしんアパート ケアホーム小矢部あいの風	茄子島 226	67-1360
		住宅型有料老人ホーム はぁとふるケアあさがお	西中野 694-1	68-1118
		軽費老人ホーム ケアハウスおやべ	鷺島 70-1	67-7570

介護予防・介護サービス事業者一覧表（居宅サービス）

R6.4現在

事業者の名称	所在地	連絡先	居宅サービス												総合事業		
			訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリ	通所介護（デイサービス）	通所リハビリ（デイケア）	短期入所生活介護	短期入所療養介護	認知症対応型通所介護	福祉用具貸与・販売	小規模多機能型居宅介護	訪問型現行相当サービス	通所型現行相当サービス	通所型サービスA	
小矢部市社協ホームヘルプセンター	鷺島 15	67-8613	○											○			
JA いなば福祉支援センター	水島 680	61-3737	○											○			
小矢部市訪問看護ステーション	綾子 5543	68-0020			○												
ケアメディカルおやべ訪問看護ステーション	石動町 1-32	75-7669			○												
小矢部市デイサービスセンター	鷺島 15	67-8613					○								○		
JA いなばデイサービスセンターさんごの家	水島 680	61-2266					○								○		
清楽園デイサービスセンター	八和町 10-32	68-3150					○								○		
ほっとはうす千羽デイサービスセンター	浅地 121	61-8310					○								○		
デイサービスわくわく小矢部	新富町 4-1	67-5360					○								○		
リハビリ・デイサービスおやべ	赤倉 207	67-2001					○								○		
バスケットデイサービスかいぐん	芹川 3887-1	68-1188					○								○		
心楽（こくらく）	城山町 2-42	67-6611					○								○		
花かご	桜町 1800	68-0555					○		○						○		
ローカルセンター小矢部	新西 92-1	61-8533					○		○						○		
サニーデイサービスセンター小矢部	島 440-2	53-5332					○								○		
富山型デイサービス城山	城山町 9-32	53-5876					○								○	○	
共生型デイサービスぴーすあけぼの	綾子 5596	30-5858					○								○	○	
はっちょうとんぼデイサービス	臼谷 6520	69-7227								○							
にしの老人保健施設	本町 3-38	67-4430			○			○	○								
介護老人保健施設ゆうゆうハウス	島 322	67-8008			○			○	○								
特別養護老人ホーム清楽園	法楽寺 1800-1	67-6664							○								
特別養護老人ホームほっとはうす千羽	浅地 121	61-8310							○								
西野介護医療院	本町 3-33	67-1730								○							
太田病院介護医療院	新富町 3-11	67-0443								○							
つざわ津田介護医療院	新西 117-1	61-8585								○							
ケアパートナー三ツ葉	平桜 6265	69-7328										○					
㈱スリーティ運輸ヘルスケア事業部	新西 47	61-1125										○					
㈲北陸アーム・サービス	中央町 8-18	67-6726										○					
ケアタウンおやべ	埴生 2-47	68-1772											○				
福祉コミュニティ小矢部あいの風	茄子島 226	67-1360												○			
はぁとふるケアあさがお	西中野 694-1	68-1118												○			
愛寿乃里	福上 362-1	75-1338													○		
イエローガーデン石動	観音町 5-40	67-3335													○		
公立学校共済組合北陸中央病院	野寺 123	67-1150				○											
中川整形外科クリニック	綾子 3978	68-2550				○											
介護予防事業ミニ・デイ「いずみの園」	鷺島 15	67-4550															○

しくみと加入者

介護保険料の
決まり方・納め方

サービス利用の
手順

介護サービス・
介護予防サービス

地域密着型
サービス

福祉用具貸与・購入、
住宅改修

地域支援事業

費用の支払い

小矢部市独自の
サービス

申請・ケアプラン作成を依頼するときは



▼ 居宅介護支援事業者(小矢部市)

次の事業所で、要介護認定の申請代行やケアプランの作成を行います。

事業者の名称	住 所	TEL
清楽園在宅介護支援センター	小矢部市 法楽寺1800-1	68-3151
ほっとはうす千羽居宅介護支援事業所	小矢部市 浅地121	61-2331
小矢部市社会福祉協議会 「居宅介護支援事業所」	小矢部市 鷺島15	67-8614
にしの介護支援事業所	小矢部市 本町3-33	67-5310
JA いなば福祉支援センター	小矢部市 水島680	61-3737
ゆうゆうハウス居宅介護支援事業所	小矢部市 島322	67-8008
わくわく小矢部居宅介護支援事業所	小矢部市 新富町4-1	53-5780
きらめき居宅介護支援事業所	小矢部市 埴生2839-9	67-5158
バスケット居宅介護支援事業所	小矢部市 芹川3888	68-0266
介護サポート結 ^{ゆう}	小矢部市 内山2946	69-7009
太田病院居宅介護支援事業所	小矢部市 新富町3-11	67-6331
おやベケアプランセンター	小矢部市 石動町1-32	75-8539
サニーケアプランセンター	小矢部市 島440-2	080-4252-4568

▼ 小規模多機能型居宅介護事業者

事業者の名称	住 所	TEL
ケアタウンおやベ	小矢部市 埴生2-47	68-1772
福祉コミュニティ小矢部あいの風	小矢部市 茄子島226	67-1360
はあとふるケアあさがお	小矢部市 西中野694-1	68-1118
あいじゅのさと 愛寿乃里	小矢部市 福上362-1	75-1338
イエローガーデン石動	小矢部市 観音町5-40	67-3335

高齢者の生活についてのご相談は

▼ 在宅介護支援センター

事業者の名称	住 所	TEL	担当地区
清楽園在宅介護支援センター	法楽寺1800-1	68-3151	石動町部、南谷、子撫、宮島
ほっとはうす千羽在宅介護支援センター	浅地121	61-8550	津沢、水島、藪波、東蟹谷、北蟹谷
小矢部市在宅介護支援センター (小矢部市社会福祉協議会)	鷺島15	67-8614	埴生、松沢、正得、荒川、若林

▼ 地域包括支援センター

事業者の名称	住 所	TEL
小矢部市地域包括支援センター (小矢部市健康福祉課内)	小矢部市 鷺島15	67-8605